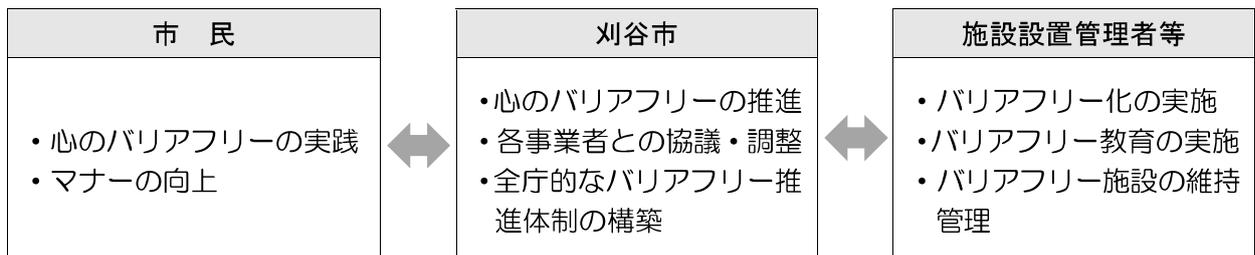


7章

取り組みの推進について

1 円滑な事業実施に向けた取り組み

バリアフリー化の円滑な事業実施を進めるには、市民、市、施設設置管理者等がそれぞれの役割を踏まえ連携を図りながらバリアフリー化に取り組むことが重要です。本市においては、バリアフリー整備の進捗状況や課題への対応を図るため、関係機関と連携を図りながら、バリアフリーのまちづくりに取り組みます。

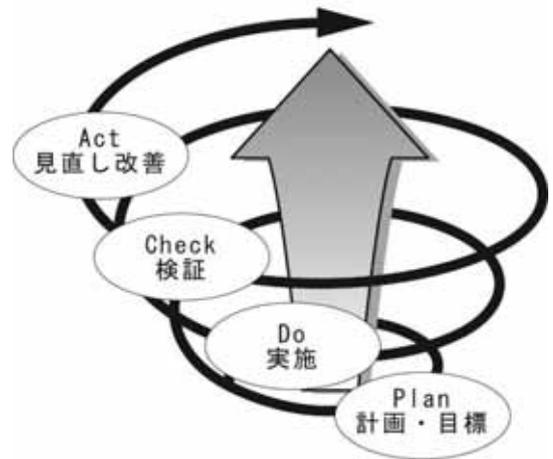


2 事業の進捗管理・評価

(1) スパイラルアップによる取り組み

バリアフリー化を実現する過程においては、計画(Plan)、実施(Do)、評価(Check)、改善(Action)のPDCAサイクルに基づき、段階的かつ継続的な改善を進めていく必要があります。

本市では、PDCAサイクルによる進行管理を行い、基本構想で定めた重点整備地区における特定事業及びその他事業の実施の状況についての調査、分析及び評価を行うように努めます。



(2) 基本構想の見直し

今後も法改正や社会情勢の変化、目標の達成など必要に応じて計画の見直しを行います。

図 16 スパイラルアップのイメージ

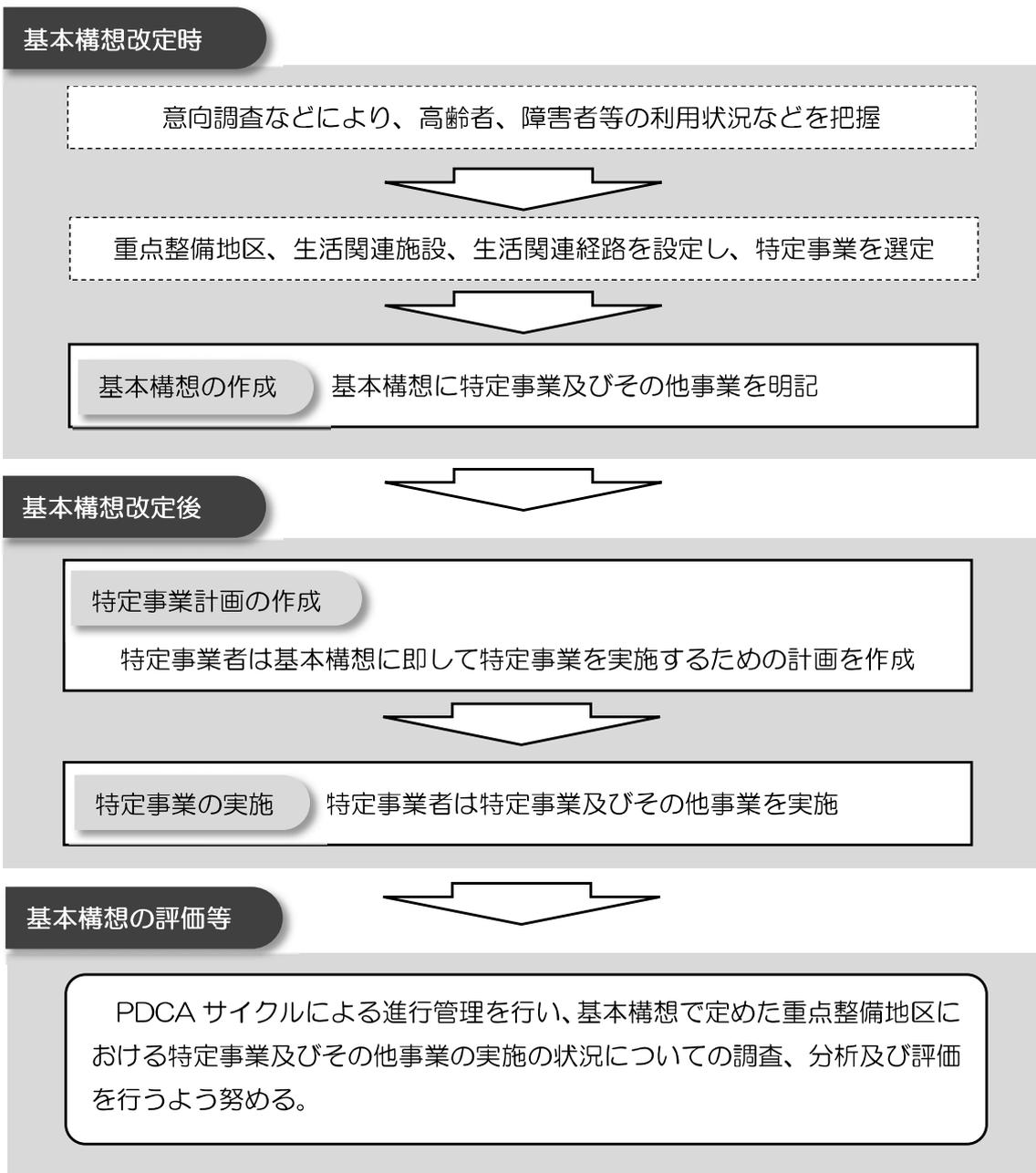


図 17 基本構想改定から事業の評価までの流れ

3

ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

本市では、重点整備地区外にあっても、主に徒歩による利用が多い道路や、高齢者、障害者等が利用する施設については、バリアフリー整備によるユニバーサルデザインのまちづくりを推進していきます。

(1) 公共施設等のバリアフリー化の推進

- 新設する公共施設について、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインの考え方を取り入れた整備を行います。
- 既存の公共施設について、利用者の要望を把握しながらバリアフリー化を推進します。
- 投票所入り口の段差へのスロープ設置や、点字投票、代理投票等の制度について周知を行い、障害のある人が選挙に参加する機会を保障します。

(2) 民間施設のバリアフリー化の促進

- 市内の民間施設に対し、バリアフリー化に関する啓発活動を行います。
- 多くの市民が利用する医療機関や金融機関、飲食店等、公共性の高い民間施設のバリアフリー化に対し、補助を行うとともに、制度を周知し利用を促進します。

(3) わかりやすいサインの研究

- 公共施設の案内板等の新設、修正において、障害のある人にもわかりやすい表示や色彩、デザインとなるよう努めます。

資料：刈谷市障害者計画

4

心のバリアフリーの推進

高齢者、障害者等が快適に暮らすためには、施設整備（ハード整備）だけでなく、周囲の人たちの理解が必要です。高齢者、障害者等について正しく理解し、対等な立場となってお互いに助け合う「心のバリアフリー」の推進に取り組んでいきます。

(1) 高齢者、障害者、乳幼児連れ、妊産婦等も安心して外出できる環境づくり

公共交通機関、建築物、道路などにおいて、高齢者、障害者等が受ける移動や利用の制約は異なるため、お互いに理解し支え合うことが重要です。

例えば、トイレの利用においては、一般トイレを利用できる人が多機能トイレを利用することで、多機能トイレの様々な設備や機能を真に必要とする人が必要なときに利用できない場合があります。

このように、施設の移動や利用においては、高齢者、障害者等についての理解を深め、支え合うことが重要であるため、ポスターやチラシによる啓発などに取り組み、高齢者、障害者等が安心して外出できる環境づくりを推進します。



図 18 多目的トイレの使用について

資料：トイレの利用マナー啓発キャンペーン（国土交通省）

(2) バリアフリー化された施設における利用者マナーの改善

建築物、公園、路外駐車場、駅前広場などに整備されている車いす使用者用駐車施設では、健常者が利用していることで、身体の機能上の制限を受ける高齢者、障害者等が利用できない場合があります。

このように、バリアフリー化された施設の機能を十分に発揮させるためには、利用者のマナー向上が重要であるため、バリアフリー化された施設においては、施設や設備の対象者などを周知徹底し、利用者マナーの改善を図ります。



図 19 おもいやり駐車場

(3) ヘルプマーク、マタニティマークの普及

ヘルプマークとは、義足や人工関節を使用している人、内部障害や難病の人、又は妊娠初期の人など、外見からわからなくても援助や配慮を必要としている人が、周囲の人に知らせることにより、援助が得られやすくなるマークです。

また、マタニティマークとは、妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保を目指し作られたマークで、妊産婦が交通機関などを利用するときに身に付け、周囲が妊産婦への配慮を示しやすくするものです。

これらのマークを付けている人には、電車内で席をゆずる、困っているようであれば声をかけるなど、思いやりのある行動が求められるため、マークの普及啓発を図ります。



図 20 ヘルプマーク



図 21 マタニティマーク



図 22 バリアフリーに関するサイン・シンボルマーク

資料：こころと社会のバリアフリーハンドブック（国土交通省）

(4) 障害や障害のある人に対する理解の促進

障害のある人が尊厳を持ち、地域でその人が望む充実した生活を送るためには、障害に対する理解が大切です。そのため、バリアフリー教育などを通じて障害者に対する介助方法などを学び、障害や障害のある人に対する理解の促進を図ります。

(5) 放置自転車対策

鉄道駅利用者、買物客、自転車通勤者などによる放置自転車は、視覚障害者や車いす使用者をはじめ多くの通行者の妨げとなります。本市においては、刈谷駅・刈谷市駅・富士松駅周辺を自転車の放置禁止区域に指定しており、区域内に放置された自転車は保管場へ移動し、通行環境を保全しています。今後においても、この取り組みを継続するとともに、市と施設設置管理者等が協力し、放置自転車防止の啓発活動に取り組めます。



図 23 自転車等放置禁止区域